**限定承認公告**

本籍名古屋市千種区池上町三丁目一番地二、最後の住所名古屋市名東区藤里町一二〇一番地藤の木団地三棟四〇三号

被相続人　亡　加藤　孝

右被相続人は平成二十八年二月二十五日死亡し、その相続人は平成二十八年五月十八日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十六日

名古屋市東区主税町二―一SKYGATE主税町二〇一弁護士法人永井法律事務所

限定承認者加藤朋之

右代理人弁護士　永井　克昌

**限定承認公告**

本籍福岡県北九州市若松区桜町開一番地六、最後の住所福岡県北九州市若松区上原町六番一二号

被相続人　亡　前田　寅光

右被相続人は平成二十七年七月十六日死亡し、その相続人は平成二十八年五月十六日福岡家庭裁判所小倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十六日

大阪市鶴見区横堤五丁目八番一一号

相続財産管理人　前田　浩邦

**優先資本金の額の減少公告**

当社は優先資本金の額を八千万円減少し、九十二億三千四百七十五万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十八年七月一日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年四月二十一日

掲載頁　五十四頁（号外第九十三号）

平成二十八年五月二十六日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号国際ビル九階

Starhill Global REIT One特定目的会社

取締役　森田　威

**訂正公告**

平成二十八年五月十九日（号外第一一〇号）掲載のカーチェック株式会社及び株式会社カーチェック庄内に係る決算公告中「平成28年6月30日現在」とあるは「平成27年6月30日現在」及び「平成28年4月30日現在」とあるは「平成27年4月30日現在」の誤りに付き訂正し申す。

平成二十八年五月二十六日

扱店

## 正　誤

平成二十八年四月十五日（号外第八十九号）公布財務省令第四十一号（法人税法施行規則の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

一二ページ一〇行目から一一行目及び終りから六行目の

「調整個別帰属地方税額に係る控除額　「調整個別帰属地方税額に係る控除額

$\left[\left((8)又は(4)のいずれか多い金額\right)\times 16.3\%\right]\times 20\%$ (15) は $\left[\left((8)又は(4)のいずれか多い金額\right)\times 16.3\%\right]\times 20\%$ (15) の誤り。

三三ページ二行目から三行目の「改　正前の」は「改正前の」の誤り。

四〇ページ終りから一行目の

「　当該事業年度開始の日から認定日を含む事業年度等の30万円×$\frac{\text{開始の日以後3年を経過する日までの期間の月数}}{12}$　は

「　当該事業年度開始の日から認定日を含む事業年度等の30万円×$\frac{\text{開始の日以後3年を経過する日までの期間の月数}}{12}$　」の誤り。

五一ページ終りから一一行目の

「

| 税額控除限度額 |
|---|
| $\left((3)\times\frac{10}{100}\right)$ 又は $\left((6)\times\frac{20}{100}\right)$ |
| 調整前法人税額 |
| (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」) |

」

を　は

「

| 税額控除限度額 |
|---|
| $\left[(3)\times\frac{10}{100}\right]$ 又は $\left[(6)\times\frac{20}{100}\right]$ |
| 調整前法人税額 |
| (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」) |

」

を　の

「

| 税額控除限度額 |
|---|
| $\left((3)\times\frac{10又は7}{100}\right)$ 又は $\left((6)\times\frac{20}{100}\right)$ |
| 調整前法人税額 |
| (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「28」) |

」

に　は

「

| 税額控除限度額 |
|---|
| $\left[(3)\times\frac{10又は7}{100}\right]$ 又は $\left[(6)\times\frac{20}{100}\right]$ |
| 調整前法人税額 |
| (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」若しくは「28」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「28」) |

」

に　のそれぞれ誤り。

同ページ終りから一〇行目の

「税額控除限度額　「税額控除限度額

$\left((3)\times\frac{10又は7}{100}\right)$ 又は $\left((6)\times\frac{20}{100}\right)$ (7) は $\left[(3)\times\frac{10又は7}{100}\right]$ 又は $\left[(6)\times\frac{20}{100}\right]$ (7) の誤り。

同ページ終りから六行目及び終りから五行目の「又は $\left((6)\times\frac{20}{100}\right)$」は「又は $\left[(6)\times\frac{20}{100}\right]$」の誤り。

同ページ終りから一行目の「$\left((3)\times\frac{10又は7}{100}\right)$ 又は」は「$\left[(3)\times\frac{10又は7}{100}\right]$ 又は」の誤り。

五三ページ終りから五行目から四行目の「順次成るものとした」は「順次成るものとした」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月二十六日付第一一六号

八〇ページ●同日付政府調達第九七号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03(3587)4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五一〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）